

事 務 連 絡
平成27年6月26日

公益社団法人
高知県土木施工管理技士会会長 殿

四国地方整備局
企画部 技術管理課長

「直轄請負工事における設計変更ガイドライン（案）」及び、「工事一時中止に係るガイドライン（案）」の改定について

平素は四国地方整備局発注の工事にご協力いただき、お礼申し上げます。

さて、四国地方整備局では平成20年度より、標記2件のガイドライン（案）を策定し、円滑な工事手続き等がなされるべく運用してきたところですが、昨今の情勢変化への対応や、さらなる運用のしやすさを目指し改定いたしましたので、お知らせいたします。

貴会の会員各社様にも周知していただき、四国地方整備局発注の工事手続きや流れ等について理解いただき、活用をお願いいたします。なお、資料は四国地方整備局ホームページにも掲載しております。

<http://www.skr.mlit.go.jp/etc/index.html>

工事一時中止に係るガイドライン (案)

平成27年6月

四国地方整備局

目 次

Ⅱ-1 工事一時中止に係るガイドラインについて

Ⅱ-2 工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて

目次

Ⅱ-1 工事一時中止に係るガイドラインについて

1. ガイドライン策定の背景

2. 工事の一時中止に係る基本フロー

3. 発注者の中止指示義務

4. 工事を中止すべき場合

5. 中止の指示・通知

6. 基本計画書の作成

7. 工期短縮計画書の作成

8. 請負代金額又は工期の変更

9. 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

(2) 工期短縮を行った場合

(3) 契約後準備工着手前に中止した場合

(4) 準備工期間に中止した場合

10. 増加費用の設計書及び

事務処理上の扱い

・設計書における扱い

・事務処理上の扱い

参考資料

・工事請負契約書(第20条、16条、18条、48条)

・増加費用の費目と内容

・様式

1. ガイドライン策定の背景

◆工事発注の基本的考え方

○工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

◆工事発注の現状

○円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

◆現状における課題

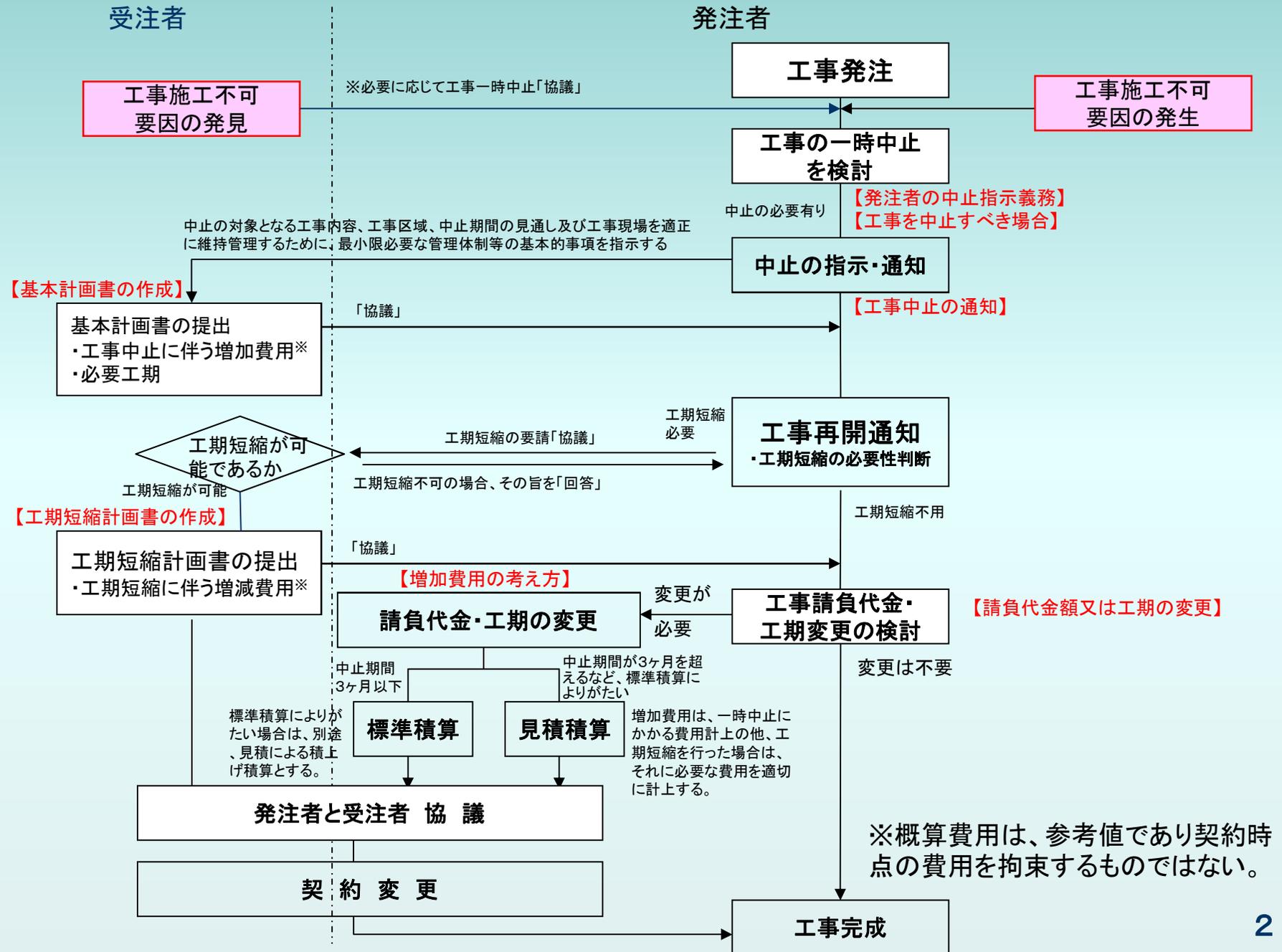
○各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

○しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

◆ガイドライン(案)の策定

○これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うためにガイドライン(案)を策定するものである。

2. 工事の一時中止に係る基本フロー



3. 発注者の中止指示義務

- ◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。
- ◇受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

【関係法令：契約書第20条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。

◇受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合

◇受注者は、工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態となる

◇このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなる

◇発注者は、工事の中止を受注者に命じ、工期又は請負代金額等を適正に確保する必要がある

◇工事請負契約書第16条規定する発注者の工事用地等確保の義務、第18条に規定する施工条件の変化等における手続と関連する
◇このことから、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営されることが望まれる

注)1 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期*となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

*大幅な工期延期とは、工事請負契約書(受注者の解除権)第48条1項二を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超える場合」を目安とする。

4. 工事を中止すべき場合

- ◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【関係法令：契約書第20条】
- ◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。
※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われなかったため(工事請負契約書第16条)施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(工事請負契約書第18条)施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

- 「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

5. 中止の指示・通知

- ◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【関係法令：契約書第20条】また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

- ◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
- ※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
- ◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

受注者による中止事案の確認請求

- ◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

- ◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6. 基本計画書の作成

- ◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議する。
【土木工事共通仕様書第1編1-1-13】
※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。
- ◆基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- ◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容

- ◇基本計画書作成の目的
- ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇工事再開に向けた方策
- ◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠(P12,13)
- ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き

管理責任

- ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

7. 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ◆受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記載内容

- ◇工期短縮に必要となる施工計画書、安全衛生計画書等に関すること
- ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

工期の変更

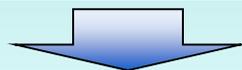
- ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う

8. 請負代金額又は工期の変更

◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

◇増加費用

- 工事用地等を確保しなかった場合
- 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

◇損害の負担

- 発注者に過失がある場合に生じたもの
- 事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要す場合もある。

◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

9. 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

■ 増加費用の範囲

- ◆ 増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆ 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇ 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇ 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工事体制の縮小に要する費用

- ◇ 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

工事の再開準備に要する費用

- ◇ 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

(2) 工期短縮を行った場合(当初設計から施工条件の変更がない場合)

■ 増加費用の考え方

① 工期短縮の要因が発注者に起因するもの …… 【増加費用を見込む】

ex. ・工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合

② 工期短縮の要因が受注者に起因するもの …… 【増加費用は見込まない】

ex. ・工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合

③ 工期短縮の要因が自然条件(災害等含む)に起因するもの …… 【増加費用を見込む】

ex. ・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合

・自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合
※災害による損害については、工事請負契約書第29条(不可抗力による損害)に基づき対応

■ 増加費用を見込む場合の主な項目の事例

◇当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。

◇パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。

◇その他、必要と思われる費用。

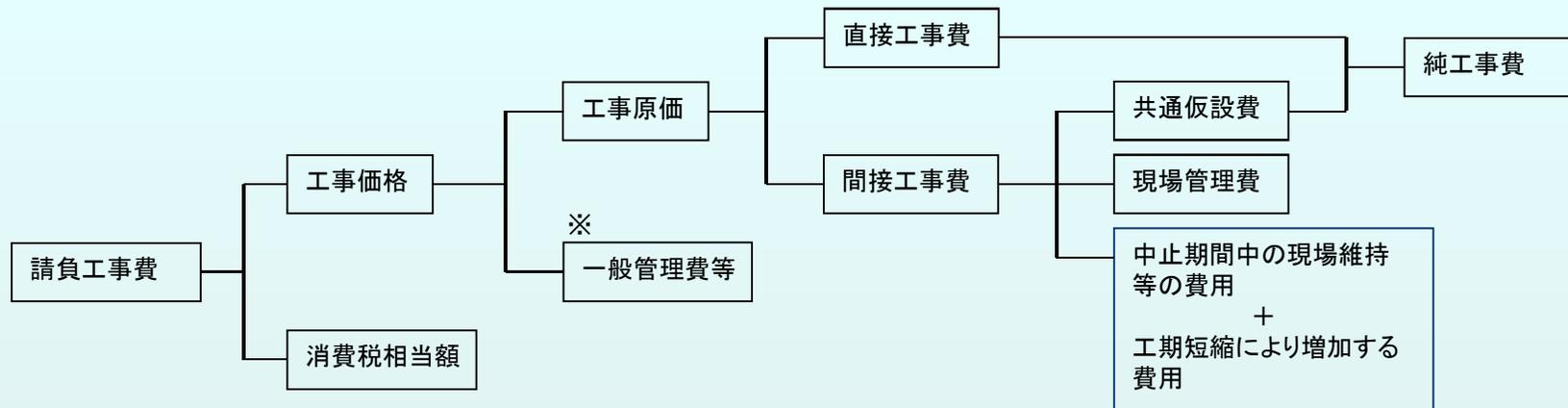
※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

■中止に伴う増加費用の算定

- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者で協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。



積上げ項目

- ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
- 直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
- 直接工事費(仮設費を含む)及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

率で計上する項目

- ◇運搬費の増加費用
 - 現場搬入済みの建設機械の工事現場への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
 - 大型機械類等の現場内小運搬
- ◇安全費の増加費用
 - 工事現場の維持に関する費用
 - ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用
- ◇役務費の増加費用
 - 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
- ◇営繕費の増加費用
 - 現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
- ◇現場管理費の増加費用
 - 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

注)・標準積算は工事全体の一時中止(主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む)に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可
・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上積算とする。

■増加費用の積算

- ◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。
ただし、中止期間3ヶ月※以下は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、発注者と受注者で協議を行い増加費用を算定する。

※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以下」としている。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積(例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積)を徴収する。

注)増加費用の算定(請負代金額の変更)は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する甲乙間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示(用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件)を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

工事一時中止に伴う積算方法(標準積算による場合)

- ◇中止期間中の現場維持等の費用(単位円 1,000円未満切り捨て)

$$G = dg \times J + a$$

dg:一時中止に係る現場経費率(単位 % 少数第4位四捨五入3位止め)

J:対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位 円 1,000円未満切り捨て)

a:積上げ費用(単位 円 1,000円未満切り捨て)

一時中止に係る現場経費率(dg)

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N:一時中止日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R:公共工事設計労務単価(土木一般世話役)、A・B・a・b:各工種毎に決まる係数(別表一1)

- ◇土木工事標準積算基準書における入力項目

○J:一時中止時点の契約上の純工事費 ○N:一時中止日数 ○a:積上げ費用

別表－1

工種区分	係数 A			係数 B	係数 a	係数 b	
	地方部（一般交通等の影響なし）	地方部（一般交通等の影響有）山間僻地 離島	市街地（DID地区・準ずる地区）				
河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311	
河川・道路構造物工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	
海岸工事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498	
道路改良工事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348	
鋼橋架設工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607	
PC橋工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058	
舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226	
共同溝等工事	(1)	209.6	221.5	229.1	-0.1448	0.1529	0.4058
	(2)	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559
トンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252	
砂防・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357	
道路維持工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933	
河川維持工事	439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544	
下水道工事	(1)	437.5	462.4	478.1	-0.2054	0.0812	0.4356
	(2)	135.2	142.9	147.8	-0.1089	0.2598	0.3771
	(3)	106.4	112.6	116.3	-0.1078	0.5988	0.3258
公園工事	244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740	
コンクリートダム工事	351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998	
フィルダム工事	508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440	
電線共同溝工事	256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740	

※地域補正：地方部（一般交通等の影響なし）
地方部（一般交通等の影響有）、山間僻地離島
市街地（DID地区・準ずる地区）

(3) 契約後準備工着手前に中止した場合

- ◆ 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆ 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇ 基本計画書の作成

○ 工事請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。

○ このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

◇ 増加費用

○ 一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(4) 準備工期間に中止した場合

- ◆ 準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆ 発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

- 受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇増加費用

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- 増加費用は、安全費(工事看板の損料)、営繕費(現場事務所の維持費、土地の借地料)及び現場管理費(監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当)等が想定される。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者が協議して決定する。(積算は受注者から見積を求め行う。)

10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い —

■増加費用の設計書における取扱い

- ◆増し分費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ◆ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなす。

■増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆増し分費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。
- ◆増し分費用は、受注者の請求があった場合に負担する
- ◆増し分費用の積算は、工事再開後速やかに発注者と受注者が協議して行う。

参考資料

■ 工事請負契約書

工事請負契約書 第20条(工事の中止)

1. 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責に帰すことがないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
2. 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
3. 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

工事請負契約書 第16条(工事用地の確保等)

1. 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
2. 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
3. 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
4. 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
5. 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

工事請負契約書 第18条(条件変更等)

1. 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事案を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
2. 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
3. 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。
ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
4. 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの。
発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの。
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
5. 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

工事請負契約書 第48条(受注者の解除権)

1. 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
 - 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
2. 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を発注者に請求することができる。

■増加費用の費目と内容

増加費用の費目と内容

増し分費用の各費目に待る積算の内容は次のとおりとする。

(1)現場における増し分費用【積上又は率により計上】

イ 材料費

①材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等(受注者が工事現場に設置したものを除く。)へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

②他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

①工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、発注者と受注者の協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

②他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、発注者と受注者の協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、あるいは発注者と受注者の協議により中止期間中稼動(維持)させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

①工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費(組立て、解体費を含む。)が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用(組立て・解体費、管理費を含む。)

b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 運搬費

①工事現場外への搬出又は工事現場への再投入に要する費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

②大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ヘ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

ト 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力・保安要員費を含む。）

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置場等由敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増し分費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において発注者と受注者の協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持等のために、発注者と受注者の協議により定めた次の費用

- ①元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

②解雇・休業手当を払う場合の費用

発注者と受注者の協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(2)本支店における増し分費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(3)消費税相当額

現場及び本支店における増し分費用に係る消費税に相当する費用

■工事の一時中止に係る手続き様式(参考様式)

(参考様式)

様式-1

平成 年 月 日

契約担当官等 殿

総括(主任)監督員 印

請負工事の一時中止について

工事名
受注者
工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日
施行中の標記工事について、下記のとおり工事の一時中止について通知されるよう上申します。

記

- ・ 一時中止を必要とする理由
- ・ 一時中止の内容

- (1) 中止する工事の工種等
- (2) 中止する工事区域
- (3) 一時中止の期間
- (4) 中止期間中における工事現場の維持管理等(別紙-1のとおり)

別紙-1

一時中止期間中における工事現場
の維持、管理等の基本的事項

1 (維持、管理等について、詳細に記述する。)

(参考様式)

様式-2

平成 年 月 日

受注者 殿

契約担当官等印

請負工事の一時中止について

工事名

工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日

平成 年 月 日付け契約第 号で契約した標記工事は下記により工事を中止されるよう、契約書第20条第2項の規定により通知します。

記

・ 一時中止を必要とする理由

・ 一時中止の内容

(1) 中止する工事の工種等

(2) 中止する工事区域

(3) 一時中止の期間

(4) 管理体制等の基本的事項

中止期間中における工事現場の維持管理を別紙-1により行うこと。

(5) 基本計画書の提出

中止期間中の維持管理に関する基本計画書を様式-3により発注者に提出し承諾を得ること。

(6) 中止に関わる概算費用

<中止期間が3ヶ月以内の場合> 「参考値」〇〇〇円

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

(土木工事標準積算基準書の計算方法により算出)

<中止期間が3ヶ月を超える場合>

監督職員が承諾した基本計画書に基づき、実費精算を行う。

別紙-1

一時中止期間中における工事現場 の維持、管理等の基本的事項

1 (維持、管理等について、詳細に記述する。)

(参考様式)

様式-3

平成 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者 印

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理
等に関する基本計画書について

工事名

平成 年 月 日付けで工事一時中止の通知があった標記工事について、別紙のとおり基本計画を提出します。

別紙

基本計画書

- 1 中止時点における内容
 - (1) 中止する工種の出来高
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労務者数
 - (4) 搬入材料
 - (5) 建設機械器具等
- 2 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
- 3 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること。
- 4 中止した工事現場の管理責任に関すること。

このほか、P38準備工期間中に工事中止となった場合も参照し、
必要事項を記載

(参考様式)

様式-4

平成 年 月 日

受注者 殿

契約担当等 印

一時中止中の請負工事の再開について

工事名

中止期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日

平成 年 月 日付けの通知の標記工事は、平成 年 月 日より再開されるよう通知します。



(参考様式)

様式-5

平成 年 月 日

契約担当 殿

受注者 印

〇〇工事に係る一時中止に伴う請負
代金額の変更について

現在当社で施工中の〇〇工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、工事請負契約書第20条により下記のとおり協議いたします。

記

協議額 ￥ 〇〇〇

上記のとおり提出されたので報告する。

平成 年 月 日

総括監督員 印

(参考様式)

様式-6

平成 年 月 日

受注者 殿

契約担当官等 印

〇〇工事に係る請負代金額の変更
について（協議）

標記について貴社より平成 年 月 日付けで提出の工事請負契約書第20条に基づく工事の一時中止に伴う請負代金額変更協議については、当局において細部について検討した結果、下記のとおりその金額を算定したので協議します。

なお、この金額に依存がない場合には、下記に押印のうえ返送願います。

記

- 1 工事名
- 2 協議金額
- 3 貴社要求金額

上記金額について承諾しました。

平成 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者 印

目 次

Ⅱ-2 工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて

1. 増加費用に関する基本事項
2. 工事一時中止の区分
3. 全体中止と部分中止の積算内容の違い
4. 請求の流れ及び適用範囲
5. 工事一時中止に伴う積算方法(標準積算による場合)
6. 工事一時中止に伴う増加費用等の積み上げ例(3ヶ月超える場合)
7. 基本計画書の作成例
8. 工事請負代金変更請求の作成例(1)
9. 工事請負代金変更請求の作成例(2)
10. 工事請負代金変更請求の作成例(3)
11. 工事請負代金変更請求の作成例(4)
12. 工事請負代金の構成(1)
13. 工事請負代金の構成(2)

1. 増加費用に関する基本事項

対象工事 (S57.3.29本省通達)	発注者が、契約書20条の3項の負担額を負担する工事は下記条件を満たす工事とする。 ○予測し難い理由により中止した工事 ○施工途中にある工事の主要部分を長期にわたって（指示した期間）中止した工事 ○著しい増し分費用が生じた工事
増加費用として積算する範囲 (ガイドライン p9)	○工事現場の維持に要する費用 ○工事体制の縮小に要する費用 ○工事の再開準備に要する費用
増加費用の算定 (ガイドライン p12)	○増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者が協議して行う。 ○各構成費目は、原則として中止期間中に要した費用の内容について積算する。 ※再開以降の工事にかかる増加費用は従来どおり設計変更で処理する。

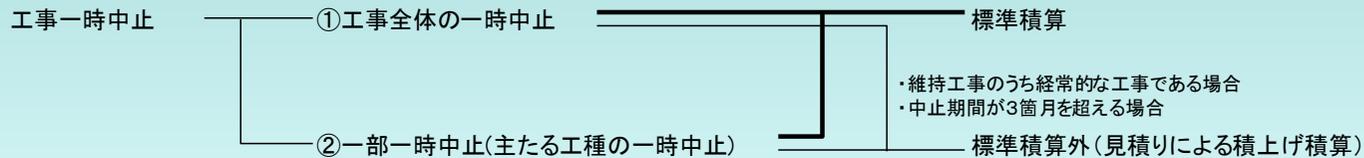
2. 工事一時中止の区分

全部中止と一部一時中止の違い

「一時中止」と「一部一時中止」

工事請負契約書(第20条)では、工事用地等の確保ができない等のため又は、暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる時は、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知することとされている。

工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合(一時中止)、②工事の一部を中止する場合(一部一時中止)があり、契約上の取扱いや、増し分費用の計上方法が異なる。



一部一時中止の場合の増し分費用について

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等**例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。**(主たる工種は工事費構成比率が最大の工種のみを指すものではない)

	一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止 (主たる工種の中止)
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。	工事施工期間は専任が必要。
契約解除できる時期 (契約書第48条)	中止期間が工期の10分の5を超えるとき。 (工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後3ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
工期変更	原則として、中止期間分を 工期延期することが考えられる	一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する
増し分費用の算定方法	中止期間が3ヶ月以内の場合は標準積算(率式)による $G = dg \times J + \alpha$ dg: 一時中止に係る現場経費率(単位: % 少数第4位四捨五入3位止め) J: 対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位: 円 1,000円未満切り捨て) α: 積上げ費用(単位: 円 1,000円未満切り捨て) 一時中止に係る現場経費率(dg) $dg = A \{ (J / (a \times J^b + N)) ^ B - (J / (a \times J^b)) ^ B \} + \{ (N \times R \times 100) / J \}$ N: 一時中止日数 R: 公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A・B・a・b: 各工種毎に決まる係数	
	Nは一時中止日数	Nは一部一時中止に伴う 工期延期日数

3. 全体中止と部分中止の積算内容の違い

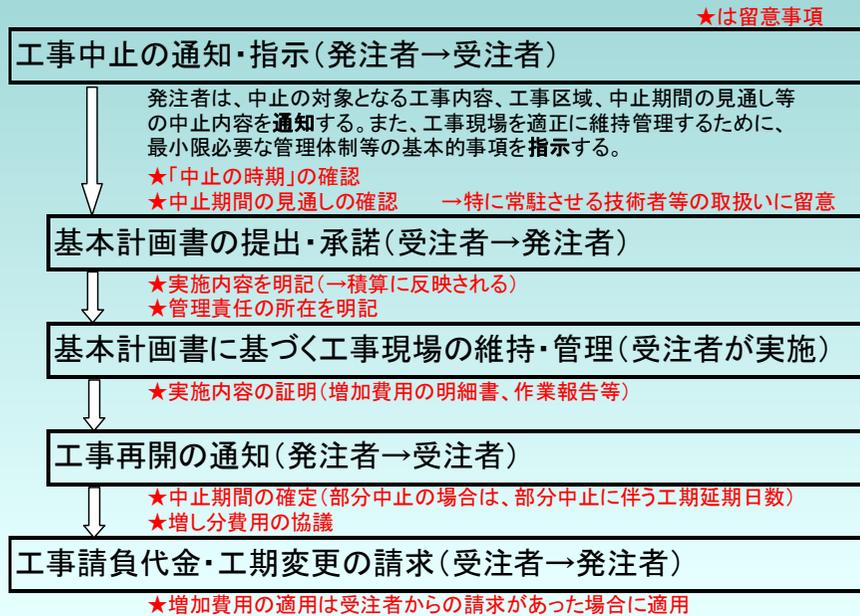
算定方法の違い

	中止期間が3ヶ月以内の場合 → 標準積算	中止期間が3ヶ月を超える場合 → 全て積上げ積算
(工事全体が中止) 一時中止	<p>○率計上項目は、標準積算(率計上)とする。(社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間のN」を用いる。</p> <p>○率計上項目以外は積上げ積算する。(材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>	<p>○全ての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等 + 材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>
	<p style="text-align: center;">中止期間:N(日)</p>	
(主たる一部工種が中止) 一時中止	<p>①率計上項目は、標準積算(率計上)する。(社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「工事延期期間N'」を用いる。</p> <p>②率計上項目以外は積上げ積算する。(材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>	<p>③全ての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等 + 材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>
	<p style="text-align: center;">中止期間 標準積算:② 標準積算以外:③</p>	<p style="text-align: center;">N'(日):一部中止に伴う工期延期期間 ※数量増による工期延期日数は除く</p> <p style="text-align: center;">標準積算①の率計算に用いる日数</p>

※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合:出水期間における現場維持等に必要な費用(仮設費用、運搬費用、現場巡視等)は設計変更により計上する。

4. 請求の流れ及び適用範囲

工事一時中止の増し分費用について



増加費用の範囲

- (1)現場維持に要する費用
 - イ. 工事現場の維持に要する費用
 - ロ. 工事体制の縮小に要する費用
 - ハ. 工事の再開・準備に要する費用
- (2)本支店における増し分費用……一般管理費として率計上される

中止期間中の現場維持等に要する費用

は、本工事施工中において3ヶ月以内の一時中止の場合の率計上項目

※H4.3.19「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」より抜粋

イ 材料費	① 材料の保管費用 ② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費 ③ 直接工事費に計上された材料の損料等
ロ 労務費	① 工事現場の維持等に必要なる労務費 中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない。 ② 他職種に転用した場合の労務費差額
ハ 水道光熱電力等料金	現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用
ニ 機械経費	① 工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用
ホ 運搬費	① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ② 大型機械類等の現場内運搬
ヘ 準備費	通常の準備作業を超える跡かたづけ、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認められたものは、別途積上げにより計上する
ト 仮設費	① 仮設諸機材の損料 ② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
チ 事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用
リ 安全費	① 既存の安全設備に係る費用 ② 新たな工事現場の維持等に要する安全費
ヌ 役務費	① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 ② 電力・水道等の基本料
ル 技術管理費	原則として増し分費用は計上しない。
ラ 営繕費	現場に設置済の営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額等
ワ 労務者輸送費	元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
カ 社員等従業員給料手当	中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用
ヨ 労務管理費	① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 ② 解雇・休業手当を払う場合の費用
タ 地代	現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用
レ 福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

		中止の時期	
		契約後準備工着手前 契約締結後、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での準備工に着手するまでの期間	準備工期間 現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間
中止期間	～3ヶ月以内	増加費用は計上しない。 ※全部中止の場合は技術者の専任の解除 ※中止期間が工期の1/2(6ヶ月)を超えた場合等は契約の解除権が発生	積上げ積算 ※右表項目について費用の明細書に基づき受発注者協議 【積算例】 ○安全費 ・工事看板損料 ○営繕費 ・現場事務所の維持費 ・土地の借地料 ○現場管理費 ・現場従業員手当等が想定される
	3ヶ月を超える		標準積算(増加費用G= dg × J + α)または積上げ積算 率(dg) × 対象額(J)で計上 dg: 一時中止に係る現場経費率 J: 中止時点の純工事費 注1) 全部中止の場合に適用(主たる工種の部分中止により工期延期になった場合を含む) 注2) 経常的な維持工事等は全て積上げ α: 積上げ積算 ※右表項目(率分除く)について費用の明細書に基づき受発注者協議
			積上げ積算 ※右表項目について費用の明細書に基づき受発注者協議
※増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、官積算をするものとする。 なお、費用の必要性・数量などは発注者・受注者が協議して決定するものとする。			

5. 工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

◆中止期間中の現場維持等の費用(単位 円 1000円未満切り捨て)

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg:一時中止に係る現場経費率(単位 % 少数第4位四捨五入3位止め)

J:対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位 円 1000円未満切り捨て)

α :積み上げ費用(単位 円 1000円未満切り捨て)

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + \{ (N \times R \times 100) / J \}$$

N:一時中止日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R:公共工事設計労務単価(土木一般世話役)

A・B・a・b:各工種毎に決まる係数(別表一)

河川・道路構造物 (地方部(一般交通等の影響なし))

A =	180.4
B =	-0.1562
a =	0.8251
b =	0.3075

J =	1,000,000,000	一時中止時点の契約上の純工事費
N =	90	一時中止日数
R =	23,000	公共工事設計労務単価(土木一般世話役)(例:東京)
α =	0	積み上げ費用

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + \{ (N \times R \times 100) / J \}$$

$$dg = 0.710240909 \quad \text{少数第4位四捨五入} \\ 0.710 \% \quad \text{3位止め}$$

$$G = dg \times J + \alpha$$

$$G = 7,100,000 \quad \text{1000円未満切り捨て} \\ 7,100,000$$

中止90日、積み上げ分0円の場合の
“G(中止期間中の現場維持等の費用)”

純工事費	dg	G
100,000,000	3.297	3,297,000
300,000,000	1.496	4,488,000
500,000,000	1.075	5,375,000
1,000,000,000	0.710	7,100,000

6. 工事一時中止に伴う増加費用等の積み上げ例（3ヶ月超える場合）

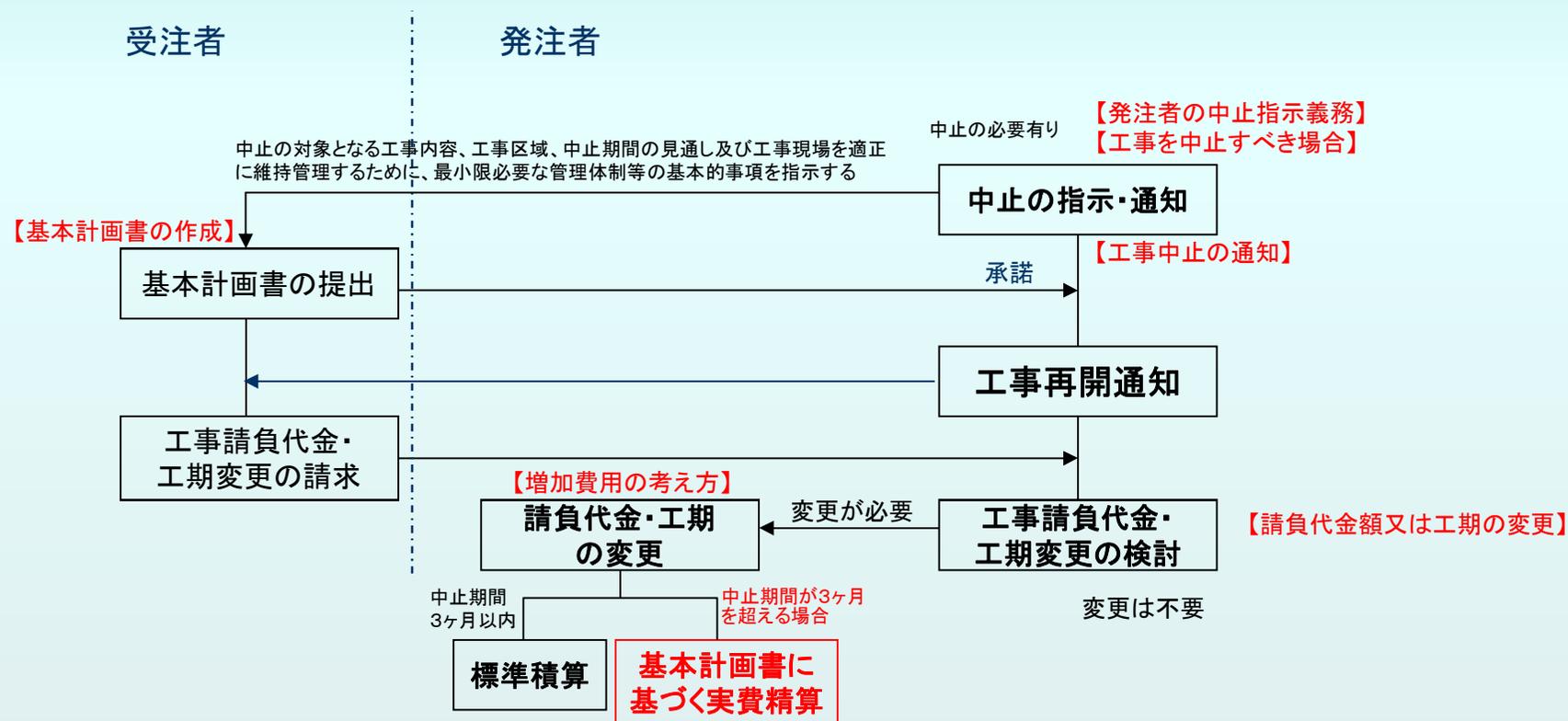
工 事 名：〇〇〇電線共同溝工事

当 初 工 期：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇〇日間）

当初契約金額：¥ 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇-

一時中止内容：現地調査の結果、特殊部・管路の施工不能箇所調整及び支障物件移設等に占有企業との調整に時間を要するため工事を一時中止する

一時中止期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇〇日間）



7. 基本計画書の作成例

準備工期間中に工事中止となった場合の基本計画書及び請求資料の作成例

〇〇〇電線共同溝工事

基本計画書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇株式会社 〇〇支店

目次

1. 工事概要	1
2. 中止期間中の業務	2
3. 中止期間中の職員体制	3
4. 現場組織表	4
5. 安全衛生管理組織表	5
6. 緊急時の体制及び対応	6
地震発生時	7
台風発生時	8
緊急連絡体制	9
※各作業本計画書に	10
緊急資料一覧表	11

2. 中止期間中の業務

1) 現場点検の実施
 一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、〇〇〇出張所に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。

2) 緊急時の対応
 震度4以上の地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。

3) 中止期間中の実施作業
 中止解除(現場着工)時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施する。

- ・現地調査
 工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議する。
- ・試掘の立会
 企業者の試掘に対し、すべて立会い埋設箇所の確認を行う。
- ・施工計画書の作成
 現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督職員の承認を得る。
- ・道路調整会議の出席
- ・道路工事等協議書の作成
 現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。

3. 中止期間中の体制

中止期間中の体制は以下の通りです。

現場代理人 常駐
 監理技術者 非専任

施工担当者 代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、〇〇〇出張所と協議のうえ、社員を増員します。

また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこととする。

現場作業が無い、又は、非専任の場合は、給与等の請求はできない

中止期間中の業務内容を明記

中止期間中の現場体制を明記

一時中止に伴う増し分費用の基礎資料

8. 工事請負代金変更請求の作成例(1)

◎増加費用の請求書例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
四国地方整備局長
〇〇 〇〇

〇〇株式会社 〇〇支店
〇〇〇役員 〇〇〇印
支店長 〇〇 〇〇

工事の一時中止に伴う増加費用の請求について
(〇〇〇電線共同溝工事)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約を締結しました標記工事について、平成〇〇年〇月〇日から工事の一時中止を受け、平成〇〇年〇〇月〇〇日に工事の一時中止の解除通知を受けましたので、一時中止に伴い現場維持等に要した費用を請求します。

記

1, 中止期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
(〇〇〇日間)

以上

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
四国地方整備局長
〇〇 〇〇

〇〇株式会社 〇〇支店
〇〇〇役員 〇〇〇印
支店長 〇〇 〇〇

添付資料について
(〇〇〇電線共同溝工事)

別紙資料①～②に計上しました金額等については、弊社経理部門において適正に処理した会計資料に基づき作成したものであることを証明します。

記

資料1 現場代理人の人件費
(平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇〇月)

資料2 権利厚生費・事務用品費・通信交通費・現場事務所等に要した費用
(平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇〇月)

9. 工事請負代金変更請求の作成例(2)

◎増加費用の見積もり書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名 ○○○○電線共同溝工事
 工事場所 自) ○○県○○市○○
 至) ○○県○○市○○
 当初工期 自) 平成○○年○○月○○日 一時中止期間 自) 平成○○年○○月○○日
 至) 平成○○年○○月○○日 至) 平成○○年○○月○○日
 (750日間) (129日間)

当初契約金額 ￥○○○,○○○,○○○ 税抜契約金額 ￥○○○,○○○,○○○

増加金額 ￥ 3,629,624 税抜増加金額 ￥ 3,456,785

○○○○株式会社 ○○支店

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名	○○○○電線共同溝工事					
	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3,456,785	
(1) 現場管理費		式	1		3,456,785	
・従業員給料手当		式	1		3,094,485	
現場代理人		月	4.3	506,809	2,179,279	
監理技術者		月	1.3	704,005	915,207	
・福利厚生費		式	1		35,498	
・事務用品費		式	1		50,935	
・通信交通費		式	1		112,835	
・現場事務所費		式	1		163,032	
合計					3,456,785	

※見積もりに対する妥当性の確認が出来る
 証明書類の提出が必要

例えば)

(1) 現場代理人等の給料について

- ① 当該現場での作業内容
- ② 給与等の内訳書
- ③ 給与明細等の資料

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について

- ① 経費別支払調書
- ② 事務用品の証明書類の提出
- ③ 経費支払い集計調書

妥当性の確認ができた項目を積み上げる

(例では、全て確認出来た場合、**1,000円未満を切り捨てた3,456,000円**を増加費用として計上)

10. 工事請負代金変更請求の作成例(3)

◎増加費用の見積もり根拠資料例

(1)現場代理人等給料について【資料1】

①当該現場での作業内容

中止期間中報告書 ○月 総括表

現場代理人	監理技術者

月	日	曜日	作業の内容
○年 ○月	1	金	工事の一次中止指示
	2	土	
	3	日	
	4	月	現地調査(現地測量)
	5	火	現地調査(現地測量)
	6	水	現地調査(現地測量)
	7	木	現地調査(現地測量)
	8	金	現地調査(現地測量)
	9	土	
	10	日	
	11	月	現地調査(現地測量)
	12	火	現地調査(現地測量)
	13	水	現地調査(支障物等の確認)
	14	木	現地調査(支障物等の確認)
	15	金	現地調査(支障物等の確認)
	16	土	
	17	日	
	18	月	現地調査(支障物等の確認)
	19	火	現地調査(支障物等の確認)
	20	水	現地調査(支障物等の確認)
	21	木	現地調査(試掘の立会)
	22	金	現地調査(試掘の立会)
	23	土	
	24	日	
	25	月	特殊部位置の確認(現地照査)
	26	火	特殊部位置の確認(現地照査)
	27	水	道路調整会議(占用企業者)
	28	木	現地調査(試掘の立会)
	29	金	特殊部位置の確認(現地照査)
	30	土	
	31	日	

○○○(株) ○○支店

②給与等の内訳書

※工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除。工事再開の約1ヶ月前から専任を再開。
(別途変更基本計画書を提出)

月別給与と支給明細書

【現場代理人 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	23,725	102,825	496,450
○月	369,900	5,932	102,825	478,657
○月(9日分)	109,103	753	38,717	148,573
合計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809

現場着手の目処が立ったことから、○月に変更基本計画書を提出し、監理技術者を専任に変更した

【監理技術者 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月				
○月				
○月				
○月	523,600	0	180,937	704,537
○月(9日分)	158,139	0	52,530	210,669
合計	681,739	0	233,467	915,206
対象期間平均	524,415	0	179,590	704,005

③給与明細等の資料(各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等)

平成○○年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	生年月日
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	源泉徴収額の合計額
給与・賞与			
控除の額			
源泉徴収額			
支払者	住所(届所)又は所在地	氏名又は名称	支店

1 1. 工事請負代金変更請求の作成例(4)

◎増加費用の見積もり根拠資料例

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

① 経費別支払調書(平成〇〇年 〇月分)

税抜き金額				
項目	細別	支払先	金額	備考
事務用品費				
	コピー代	〇〇〇〇(株)	37,000	
通信交通費				
	連絡車	(株)〇〇〇〇	26,300	
現場事務所				
	レンタルハウス	〇〇〇〇(株)	38,000	
合計			101,300	

② 事務用品費の証明書類の提出(請求書の例)

③ 経費支払い 集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交信費	現場事務所
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
〇月		37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

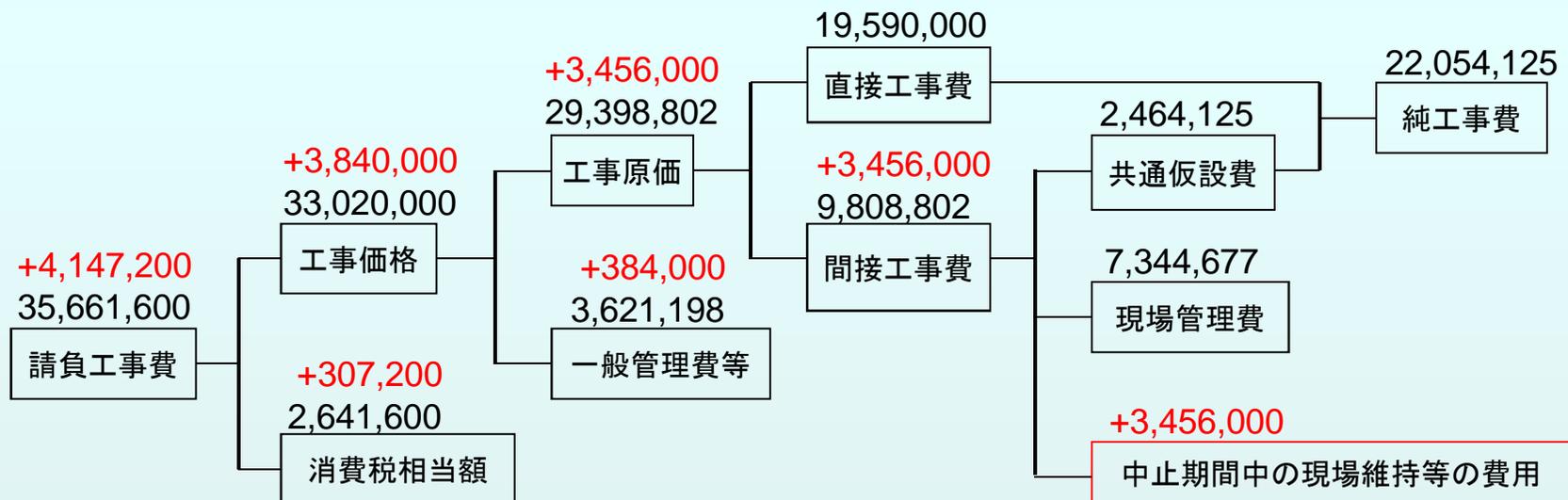
1 2. 工事請負代金の構成(1)

増加費用等の構成

- ◇中止期間中の現場維持等に要する費用は工事原価に含めて計上し、一般管理費等の対象とする。
- ◇積み上げ計上費用には、請負比率及び合意比率は考慮しないものとする。
- ◇増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。

【増額費用の計算例】

中止期間が3ヶ月を超える場合 **赤字は増額金額**



13. 工事請負代金の構成(2)

設計内訳書

工事名	○○○○○電線共同溝工事 (1 回変更) (包括合意)	事業区分		共同溝・電線共同溝				
		工事区分		共同溝				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共同溝		式	1 1		19,590,000 19,590,000	0	0	
開削土工		式	1 1		19,590,000 19,590,000	0	0	
掘削工		式	1 1		19,590,000 19,590,000	0	0	
開削掘削		m3	10,000 10,000	1,959 1,959	19,590,000 19,590,000	0	0	
直接工事費		式	1 1		19,590,000 19,590,000	0	0	
共通仮設費		式	1 1		2,464,125 2,464,125	0	0	
共通仮設費(率計上)		式	1 1		2,464,125 2,464,125	0	0	
純工事費		式	1 1		22,054,125 22,054,125	0	0	
現場管理費		式	1 1		7,344,677 7,344,677	0	0	
中止期間中の現場維持費		式	0 1		0 3,456,000	1	3,456,000	※ 1
工事原価		式	1 1		29,398,802 32,854,802	1	3,456,000	
一般管理費等		式	1 1		3,621,198 4,005,198	1	384,000	
工事価格		式	1 1		33,020,000 36,860,000	1	3,840,000	
消費税相当額		式	1 1		2,641,600 2,948,800	1	307,200	
工事費計		式	1 1		35,661,600 39,808,800	1	4,147,200	

※ 1. 『中止期間中の現場維持費』には、請負比率及び合意比率を考慮しない。

設計変更事例集

工事請負契約書 第18条関係	
第1-1(設計図書の不一致)	P1
第1-2(設計図書の誤謬、脱漏)	P2
第1-3(設計図書の明示が不明確)	P3
第1-4(自然的又は人為的な施工条件と 工事現場が一致しない)	P5~14

平成27年6月

国土交通省
四国地方整備局

(第一号) 図面の表示に不一致があった事例

■内容

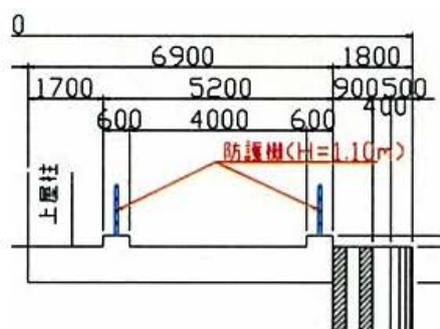
ある工事において、構造図と詳細図及び数量総括表を照査したところ、構造図には、防護柵H=1.10mが明記されているが、その詳細図はなく、数量総括表にも計上されていなかった。

■受注者の対応

受注業者は、この内容が工事着工前の設計図書の照査の段階で判明したため、工事監理連絡会において照査の内容が確認できる資料として構造図、詳細図、数量総括表を示し、確認を要請した。また、以下の内容を質問した。

- ①. 本工事で防護柵を設置する必要があるか。
- ②. 必要なら詳細図が必要である。
- ③. 後施工なら柵設置用の箱抜きが必要ではないか。

四国地方整備局においては設計変更協議会に該当



構造図に明示された防護柵

■設計変更等の内容

発注者は、本工事で防護柵を設置する考えであったが、詳細図がなく、工事設計数量も計上漏れをしていた。

発注者は、受注業者との協議に基づき、詳細図及び数量総括表などの設計変更を行った。

■コメント

数量総括表と図面の不一致がある場合は第18条1-1により、所定の協議に基づき変更の対象とできる。

(第二号) 必要項目に漏れがあった事例

■内容

ある工事において、躯体工事が本格的に始まると生コン車の通行が頻繁となり、地元住民、一般車の交通の妨げとなると考えられるが、交通誘導員の計上がされていなかった。(地元より要請もあった)

■受注者の対応

受注業者は、発注者に確認を要請。発注者から意見を求められた受注業者は、交通量調査を行い、交通誘導員配置計画書を作成した。



交通誘導員配置図、配置計画

■設計変更等の内容

発注者は、受注業者の行った交通量調査により計画された交通誘導員配置計画について、協議に基づき特記仕様書、交通誘導員及び交通量調査の計上を行った。

■コメント

交通誘導員が必要な現場において、必要な項目の記載がない場合は第18条1-2により、所定の協議に基づき変更の対象とできる。

※H26. 2 ~ 交通誘導員は交通誘導警備員に名称変更

(第三号) 材料仕様が不明確だった事例

■内容

ある工事において、特記仕様書に鉄筋D25以外はSD295Aとなっているが、D29のSD295Aはメーカーが生産中止しており、入手が困難となっていることから材料の表示が明確でなかった。

■受注者の対応

受注業者は、確認できる資料として、鉄筋メーカーへの生産状況問い合わせ結果を示し、SD345への変更を提案した。

特記仕様書 第7章 第40条

本工事に使用する鉄筋は、すべて異形鋼とし、摘要工種は下記のとおりとする。

鉄筋の種類	摘要工種
SD345	上屋差筋 (D25)
SD295A	上記以外の鉄筋

特記仕様書

鉄筋SD295Aの作成状況について

製造業者 鉄筋径	〇〇製鉄	(株)△△△	□□製鋼	××製鉄
D13	○	○	○	○
D16	○	○	○	○
D18	○	○	○	○
D22	○	○	○	○
D25	×	×	×	×
D29	×	×	×	×
D32	×	×	×	×

○: 製造中 ×: 休止

■設計変更等の内容

発注者は、現在の土木構造物で使用される鉄筋がSD295AからSD345に移行していること、SD295Aが生産中止された事実を把握し、協議に基づきSD295AからSD345とする特記仕様書及び図面、数量の変更を行った。

■コメント

特記仕様書の材料仕様が不明確である場合は第18条1-3により、所定の協議に基づき変更の対象とできる。

護岸工事・水替工(数量変更)

設計変更となった事例

【変更協議の要点(ポイント)】

低水護岸工事において、仮締切内で護岸基礎工のため掘削するが、その際、地下水が浸透してくるため、仮締切からの排水いわゆる水替工が必要となった。当初設計では、近隣現場の工事实績をもとに、ポンプ規模等を積算するが、実際には、地下水位の変化等に伴い、排水量、日数、ポンプ規格等が異なることがある。



排水量の三角堰による測定状況

【経緯と変更結果】

- ・特記仕様書に明示してある。記載例参照
- ・排水量、ポンプ規格の根拠が明らかであった。排水量は測定。
- ・監督職員と協議済み

〇〇工事特記仕様書の記載例

第〇〇条 水替施設

本工事の施工に必要な排水規模は、次のとおり計算しているが施工時において大幅な変更が生じた場合には変更契約できるものとする。

- イ. 設計外水位EL-〇〇m
- ロ. 排水量・作業時排水〇〇m³/HR/〇〇m

【コメント】

- ・発注者は、水替工については、条件等を特記仕様書に明示し、変更対象とすることを原則とする。
- ・しかし、特記仕様書に具体的な条件明示がない場合、現地状況が一致しない場合は、契約書18条第1項の三、第1項の四により、所定の協議に基づき、変更の対象とできる。

(第四号) 設計図書と現場状況に不一致があった事例

■内容

ある工事において、特記仕様書で既設道路を工事用道路として使用すると示されていたが、現場では幅員が狭く蛇行し、両端に構造物もありトレーラー（車幅3.3m）が通行できず、設計図書と現場が一致しない。

■受注者の対応

受注業者は、資料として既設道路の写真を示し、また工事用道路比較検討書として、特記仕様書に示された既設道路を改良した場合と、新たな工事用道路を新設した場合の資料を提出した。



■設計変更等の内容

発注者は、受注業者立会のもと直ちに調査を行い、協議に基づき、道路両端に構造物がない既設道路に新たな工事用道路を施工する設計変更を行った。

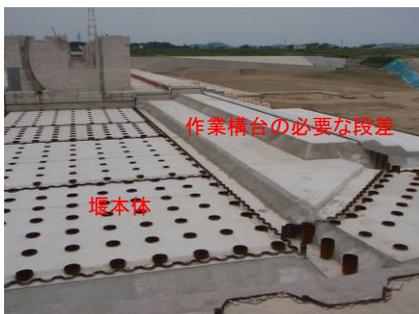
■コメント

当初設計の施工条件と現場条件が一致しない場合は第18条1-4により、所定の協議に基づき変更の対象とできる。

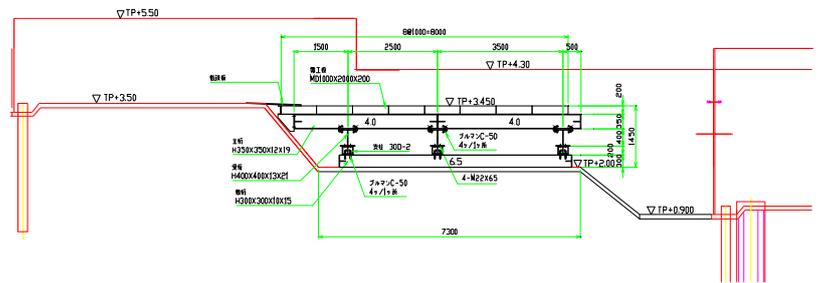
河川構造物工事・仮設工(作業構台追加) 設計変更となった事例

【変更協議の要点(ポイント)】

Ⅱ期工事の堰本体の施工に際し、周辺の床付けはひな壇形状で段差が大きい
ためクレーン等の建設機械を設置する施工ヤードとして適していない。そこで、床
付けの段差を解消して、施工ヤードを確保するための作業構台を設置した。



施工ヤード状況



作業構台

【経緯と変更結果】

Ⅱ期工事はⅠ期工事の施工時とは違い、床付けが全て完了しているため堰本
体周辺の施工ヤード条件が異なる点を発注者に説明した。

【コメント】

- ・当初設計の施工条件が現場条件と一致しない場合は、契約書18条第1項の四に
より、所定の協議に基づき、変更の対象とできる。

砂防工事・転石破碎工(機械の変更)

設計変更となった事例

【変更協議の要点(ポイント)】

砂防工事現場にて掘削中に転石が数多く出てきた。転石は床付面よりかなり高い所から出てくる為破碎する必要がある。工事現場周辺には宿泊施設等があり、騒音面から大型ブレーカーを使用しての転石破碎ができない状況であった。



【経緯と変更結果】

- ・特記仕様書には、『転石等の破碎については設計変更で対応する』と明記。
- ・通常は大型ブレーカーで転石破碎を行っているが、宿泊施設等が直近にある為、騒音の少ない油圧破碎機を使用して転石破碎を行いたいと受注者が協議したところ、発注者から実績を調査して歩掛りを取り、その単価で設計変更すると回答があった。

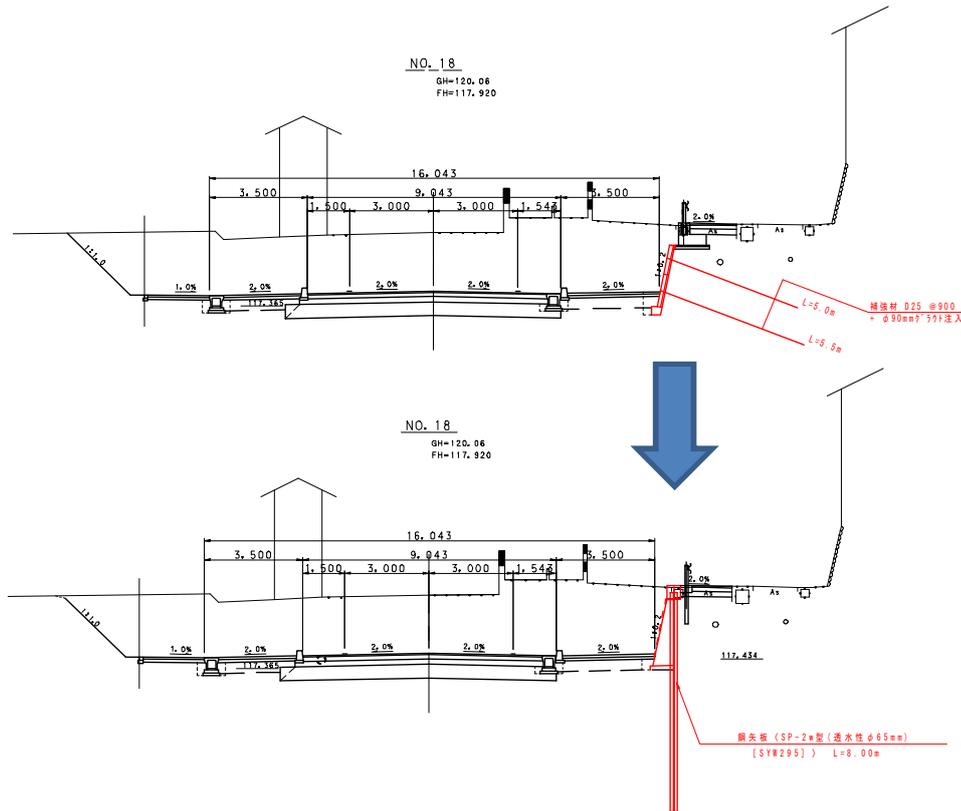
【コメント】

- ・工事請負契約書 第18条第1項の四 に基づき適切に変更されている。

道路改良工事・土留擁壁工(工法変更) 設計変更となった事例

【変更協議の要点(ポイント)】

経験的に知りえる現場状況から判断して、地下水汚染などが懸念。



【経緯と変更結果】

比較的地下水位が高い掘り割り部分に擁壁を設置する工事。背後の道路には占用物が多数埋設されており、抜本的な掘削が困難であったことから、発注者は、地下水対策としてウェルポイント工法を併用した、逆巻き工法による擁壁を計画。

これに対し受注者は、現地は地下水脈の流れが不明瞭で、ウェルポイントによる地下水低下が確実でない。またアンカーのグラウト材が地下水へ混入し、井戸水の汚染が懸念されると報告。受注者から変更協議。発注者は人為的な施工条件と現場が一致しないと判断し、鋼矢板工法へ変更指示。

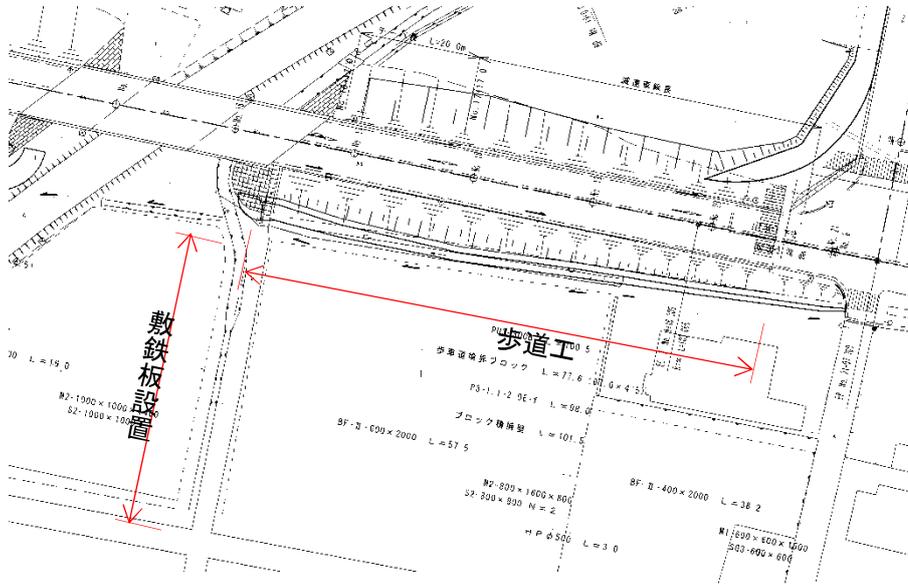
【コメント】

付近の地質や地下水などに詳しい者の情報は、施工計画を適切に立案するうえで必要な情報である。特に重要な情報の場合は設計変更となることがある。

道路改良工事・工専用道路(工法変更) 設計変更となった事例

【変更協議の要点(ポイント)】

道路改良工事を施工するにあたり、農道(砂利道)を工専用道路として使用することを想定していたが、ダンプトラック等のトラフィカビリティが確保できないこと、敷砂利が田へ飛散しないよう所有者から要望があることから、敷鉄板を敷設することとした。



【経緯と変更結果】

- ・当初設計では、工専用道路について記載していない。
- ・発注者は農道を現状のまま使用し、必要に応じて補足材を施工することとしていた。
- ・所有者から敷砂利が田へ飛散しないよう要望。
- ・受注者から、現況のままではトラフィカビリティが不足であるので、敷鉄板に変更したい旨の協議。
- ・コーン指数の測定結果より、トラフィカビリティ不足を確認。
- ・経済性、地元要望を考慮し、敷鉄板に変更。

【コメント】

- ・発注前に田の所有者に対し、農道の利用形態の説明が必要である。
- ・発注者が当初想定していた工専用道路の条件では、ダンプトラック等の進入が困難であることから、契約書第18条第1項の4により設計変更の対象とできる。

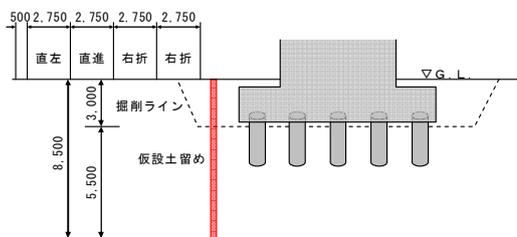
橋梁下部工事・作業土工(土留工) 設計変更となった事例

【変更協議の要点(ポイント)】

現道脇の橋梁下部工事において、杭基礎等を施工するために掘削するが、その際、一般交通への配慮が必要となる。

当初設計は、概略(概数)発注であり、詳細な現地測量が行われていなかったため、オープン掘削で設計し土留工等の仮設は見込んでいない。しかし、現地測量の後に掘削影響範囲が現道にかかることが判明し、土留工等の仮設が必要になる場合がある。

イメージ図



現場写真



※現道と近接している。

【経緯と変更結果】

- ・特記仕様書に概略発注である旨を記載。
- ・工事発注後の現地測量成果を受注者に渡してある。
- ・監督職員と協議済み。
- ・交通規制については、交通管理者(所轄)と協議済み。

〇〇工事特記仕様書の記載例

第〇〇条 概算発注

本工事(の〇〇部分)は概算(数量)発注であるので、受注者は、詳細設計等については監督職員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

【コメント】

- ・発注者は、概略(概数)発注である旨を特記仕様書に明示することを原則とする。
- ・標準断面と現地条件が一致しない場合は、「当初設計の施工条件が現場条件と一致しない」と認められるため、契約書第18条第1項の四により、所定の協議に基づき設計変更の対象とできる。

橋脚耐震補強工事・掘削工(土留工変更) 設計変更となった事例

【変更協議の要点(ポイント)】

橋脚の炭素繊維巻立て工のため、橋脚部の掘削(掘削深はGLより約5m)を実施した例である。掘削をGLから3m程度まで進めたところで、掘削面に亀裂や湧水が確認されたため、のり面勾配の変更(当初1:0.5から変更1:1.0へ)、簡易的土留を設置したが掘削面が安定せず亀裂・崩壊が生じたため、安全を確保するため鋼矢板土留工法へ変更したものである。

【経緯と変更結果】

- ・設計図書に掘削勾配を明示。
- ・請負人からの協議に基づき、掘削勾配の変更・簡易土留工を実施。
- ・崩壊が止まらないため、鋼矢板土留工に変更。

【コメント】

- ・設計図書に示された内容と、実際と工事現場が一致しない場合、工事請負契約書第18条により所定の処置を実施した後、条件変更等の対象とできる。

河川落差工・仮締め切工(工法変更) 設計変更となった事例

【変更協議の要点(ポイント)】

落差工の施工に於いて、仮締め切り(半川締め切り:任意仮設)を行い施工していたが、掘削を行ったところボイリングが発生したため協議を行った。

【経緯と変更結果】

当初予期できなかった湧水が確認されたため、受注者からの協議により地質調査を行い対策工法を検討し、一部変更指示を発出し、鋼矢板による仮締め切り(指定仮設)に変更した。

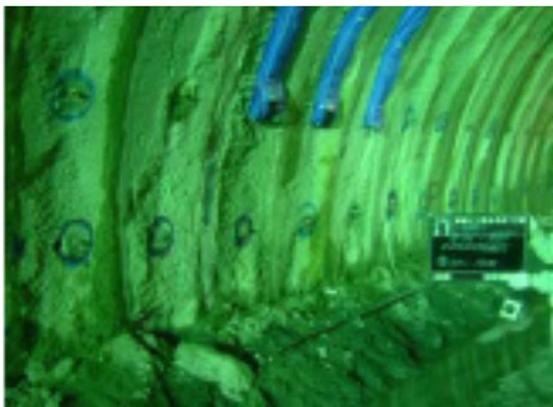
【コメント】

任意仮設の仮締め切りであっても、所定の手続きを行い協議すれば設計変更が可能である。

トンネル工事・ロックボルト工(工法変更) 設計変更となった事例

【変更協議の要点(ポイント)】

ロックボルトの削孔時に想定外の湧水が発生したため、ロックボルトを当初設計の全面充填式(定着材ドライモルタル)から全面摩擦定着式へ変更した。



摩擦定着式RB施工完了状況



材料確認状況

【経緯と変更結果】

湧水量が多く、通常のロックボルト充填材では流出し所定の引張り強度が確保できないことから、発注者と協議の上、摩擦によって定着するタイプへと変更した。

【コメント】

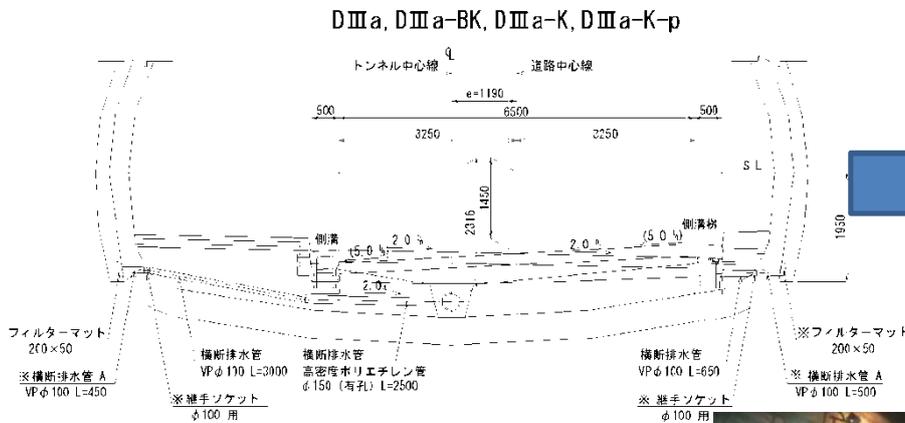
- ・当初設計の施工条件が現場条件と一致しない場合は、契約書18条第1項の四により、所定の協議に基づき、変更の対象とできる。
- ・現場状況に応じて所定の品質を確保した点で適切な対応であった。

トンネル工事・排水処理

設計変更となった事例

【変更協議の要点(ポイント)】

ロックボルトの削孔時に想定外の湧水が発生したため、ロックボルトを当初設計の全面充填式(定着材ドライモルタル)から全面摩擦定着式へ変更した。トンネル防水、覆工前の吹付コンクリート面、ロックボルト打設箇所から、局所的な湧水が発生している箇所では、その湧水により、覆工後に漏水が発生することがあり、その排水処理が必要とされる場合がある。当初設計では湧水箇所の排水処理の計上はなく、防水シート背面下部の裏面排水材と50m毎の排水管のみであった。



変更前図面



【経緯と変更結果】

現場はロックボルト打設箇所からの湧水発生が数箇所あり、発注者に協議した。現地立会いが行われ、防水シート施工前に湧水箇所に縦排水材を設置し、裏面排水に導水するよう指示された。また、施工中、湧水箇所を発見した場合には、必要に応じ縦排水材設置をすることを指示され、いずれも設計変更の対象として認められた。

【コメント】

発注者は、現地状況が当初の想定と異なる場合は、現地立会の上、必要な対策を協議し、変更指示を行い、設計変更の対象とする。

A light blue map of the Shikoku region in Japan, serving as a background for the title text.

直轄請負工事における 設計変更ガイドライン (案)

平成27年6月

国土交通省
四国地方整備局

目次

- 1 本ガイドライン策定の背景・・・・・・・・・・P 1
 - ◆土木請負工事の特徴
 - ◆設計変更の現状（課題）
 - ◆工事の請負契約とは
 - ◆発注者・受注者の留意事項
 - ◆適切な設計変更の必要性
 - ◆ガイドライン策定の目的
 - ◆設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

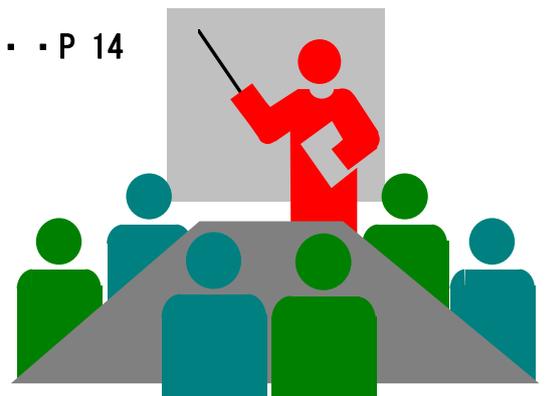
- 2 設計変更が不可能なケース・・・・・・・・・・P 4

- 3 設計変更が可能なケース・・・・・・・・・・P 5
 - ◆図面、仕様書、現場説明書及び現場説明
に対する質問回答書が一致しない（契約書18条1-1）
 - ◆設計図書に誤謬又は脱漏がある（契約書18条1-2）
 - ◆設計図書の表示が明確でない（契約書18条1-3）
 - ◆設計図書に示された自然的又は人為的な
施工条件と実際の工事現場が一致しない（契約書18条1-4）
 - ◆発注者からの設計図書の変更に係る指示（契約書19条）
 - ◆受注者が工事着手（施工）出来ない（契約書20条）
 - ◆受注者からの請求による工期延長（契約書21条）
 - ◆発注者の請求による工期短縮（契約書22条）
 - ◆「設計図書の照査」の範囲をこえる作業
 - ◆工事打合簿への概算金額の記載

- 4 設計変更手続きフロー・・・・・・・・・・P 9
 - ◆契約書第18条関係
 - ◆契約書第20条関係

- 5 関連事項・・・・・・・・・・P 12
 - ◆指定・任意の正しい運用
 - ◆入札・契約時の設計図書等の疑義の解決
 - ◆設計変更協議会の活用

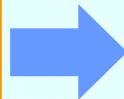
- 6 その他・・・・・・・・・・P 14
 - ◆通達「条件明示について」
 - ◆工事請負契約書 第18条（条件変更等）
 - ◆設計図書の照査の範囲を超えるもの
 - ◆工事打合簿概算金額記載例
 - ◆改定の内容



1 策定の背景

◆土木請負工事の特徴

土木工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



当初積算時に予見できない事態、例えば土質・地下水位等の変化に備え、その**前提条件を明示することにより設計変更の円滑化を図る必要がある。**

◆設計変更の現状（課題）

契約図書（図面・数量総括表・特記仕様書等）に**明示されている事項**



契約図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて**金額変更が必要となるケース**がある。

任意仮設等の一式計上されている事項、あるいは**契約図書に明示すべき事項が脱漏・不明確な表示となっている事項**



明示すべき前提条件が不明確であるために、その**変更対応が問題となっているケース**がある。

1 策定の背景

◆工事の請負契約とは

発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。（工事請負契約書より抜粋）

工事の請負契約は、受注者の「請け負け契約」ではない。
発注者と受注者の立場は【対等である】という相互認識が必要。

◆発注者・受注者の留意事項

発注者

工事発注に当たり、平成14年3月29日付け通達「条件明示について」に記載されている項目の内、該当するものについては、必ず条件明示するよう徹底する。

受注者

工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合は、発注者と「協議」の上で進めることが重要。

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

1 策定の背景

◆適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

◆ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

◆設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書へその旨記載する。

2 設計変更が不可能なケース

◆下記のような場合は、原則として**設計変更できない**。
(ただし災害時等緊急の場合はこの限りではない)

- 契約図書に条件明示のない事項において、発注者との「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工**した場合。
- 発注者と「協議」を行っているが、**発注者からの回答前に施工**した場合。
- 「**承諾**」で**施工**した場合。
- 工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められた**所定の手続き**（契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-13～1-1-15）を経していない場合。
- **口頭のみ**の指示・協議等、正式な書面によらずに**施工**した場合。

※ 受注者は、主任監督員又は監督員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料するときは、当該監督員等を経由せずに、（分任）支出負担行為担当官へ書面でその旨を報告できる。（契約書第12条）

3 設計変更が可能なケース

下記のような場合においては、所定の手続きを踏むことにより**設計変更が可能**である。

◆工事請負契約書第18条に該当（条件変更等）

- 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（第1項1号）
- 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（第1項2号）
 - 例）条件明示する必要があるにも係わらず土質に関する条件明示がない。
 - 例）図面に設計寸法の明示がない。
 - 例）地下水位に関する一切の条件明示がない。
 - 例）交通整理員についての条件明示がない。 等
- 設計図書の表示が明確でない場合（第1項3号）
 - 例）土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確。
 - 例）図面と工事数量総括表の記載事項が合致しない。
 - 例）水替工実施の記載はあるが、運転条件（作業時排水・常時排水）について不明確。 等
- 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。（第1項4号）
 - 例）設計図書に明示された地形・土質が現地条件と一致しない。
 - 例）地下水位が現地条件と一致しない。
 - 例）交通誘導員の人数等が規制図と一致しない。
 - 例）所定の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で現地条件と一致しない。
 - 例）その他、新たな制約等が発生した場合 等

◆工事請負契約書第19条に該当（設計図書の変更）

- 発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合。

3 設計変更が可能なケース

◆工事請負契約書第20条に該当（工事の中止）

- 受注者の責に帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工出来ないと認められる場合。

例) 関係機関協議が未了のため工事に着手出来ない。

例) 掘削中に予見出来ない埋設物が発見された。

例) 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合。

例) 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合。

例) 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合。

例) 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合。

例) 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合。

例) 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合。

例) 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合。

例) 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合。

例) 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合。 等

◆工事請負契約書第21条に該当

（受注者からの請求による工期延長）

- 受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

例) 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合。

例) 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合。

例) その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合。 等

3 設計変更が可能なケース

◆ 工事請負契約書第 22 条に該当

(発注者の請求による工期の短縮)

- 発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

例) 工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合

例) 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合

例) その他の事由(地元調整、関係機関調整など)により工期の短縮が必要な場合 等

◆ 「設計図書の照査」の範囲をこえる作業

- 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。(土木工事共通仕様書1-1-3第2項の「設計図書の照査」は応力計算まで求めるものではありません)

例) 構造物の位置・高さ・延長等が変更となり構造計算の再計算が必要等

「設計図書の照査」を越えるものの考え方をP. 20に具体的例示

3 設計変更が可能なケース

◆工事打合簿への概算金額等の記載（P. 21参照）

- 設計変更を行う為、契約変更に先だって先行指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算金額を記載するよう努める。ただし、受注者からの協議により変更する場合にあっては、協議時点で受注者から見積書の提出を受けた場合に限る。**ここで記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更金額を拘束するものではない。**

また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算金額を算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

【発注者からの指示の場合】

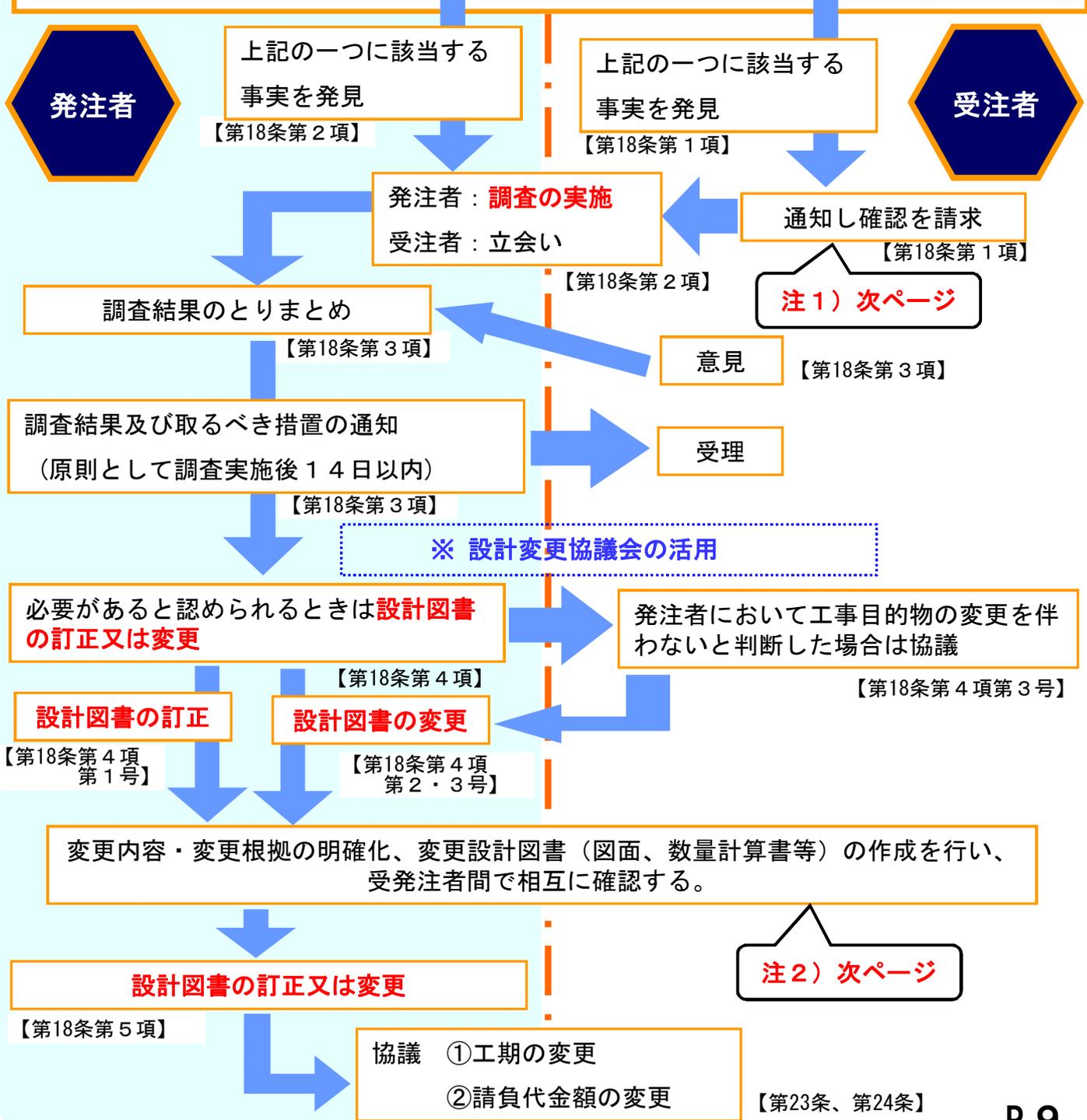
1. 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書）にて指示を行う。
2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算金額を記載する。

【受発注者間の協議により変更する指示書の場合】

1. 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書）にて指示を行う。
2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算金額を記載する。
3. 概算額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額を指示書に記載する。見積書の妥当性が確認されなかった場合は、発注者において仮積算を行い、概算金額を記載する。
受注者から見積書の提出がない場合は、概算金額を記載しない。

4 設計変更手続きフロー (第18条関係)

- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
 - ② 設計図書に誤謬、脱漏があること
 - ③ 設計図書の表示が明確でないこと
 - ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 【第18条第1項】



4 設計変更手続きフロー (第18条関係)

注1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して「工事請負契約書」第18条（条件変更等）第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの**資料作成に必要な費用**については受注者が行う照査の範囲内であり、**契約変更の対象としない**。

注2) 設計変更に必要な資料作成

「工事請負契約書」第18条（条件変更等）第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「工事請負契約書」第18条第4項に基づき発注者が行うものであるが、**受注者が実施する場合は、以下の手続きによる**。

- ①設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ②設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。

4 設計変更手続きフロー (第20条関係)

受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き

発注者

受注者

地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が工事を施工することができない

「契約書第20条（工事の中止）第1項」により、発注者は工事の全部又は一部の施工を原則として**一時中止しなければならない**。

発注者より**一時中止の指示**
（契約上一時中止をかけることは発注者の義務）

受注者は、土木工事共通仕様書1-1-13第3項に基づき、**基本計画書を作成し、発注者の承諾を得る**。

発注者は、現場管理上、**最低限必要な施設・人数等を吟味し、基本計画書を承諾**

不承諾の場合は、基本計画書を修正し、再度承諾を得る。

承諾した基本計画書に基づき**施工監督及び設計変更を実施**

基本計画書に基づいた**施工の実施**

5 関連事項

◆指定・任意の正しい運用

指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- 任意については、**その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。**
- 任意については、その仮設・施工方法に変更があっても**原則として設計変更の対象としない。**
- ただし、**設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。**

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、**指定と任意の部分を明確にする必要がある。**

任意については、**受注者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。（変更の対象としない）**

発注者（監督者）は任意の趣旨を踏まえ、**適切な対応が必要。**

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているのに、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛かりではバック杓で施工となっているのに、「クラムシエルの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

5 関連事項

◆入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

- ・ 契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながることになる。（受注者等への指導）

【入札前】

- ・ この工事の入札に当たっては、一般競争入札の公告、指名通知書、図面、仕様書、四国地方整備局競争契約入札心得、工事請負契約書案及びこの現場説明書をよく確認のうえ、入札書を提出するものとする。（現場説明資料 説明事項 1. 入札について (1)）
- ・ 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等をよく確認のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。（競争契約入札心得 第4条（入札等））

【契約後】

- ・ 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。
また、受注者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。（共通仕様書 1-1-3 設計図書の照査等）

◆設計変更協議会の活用

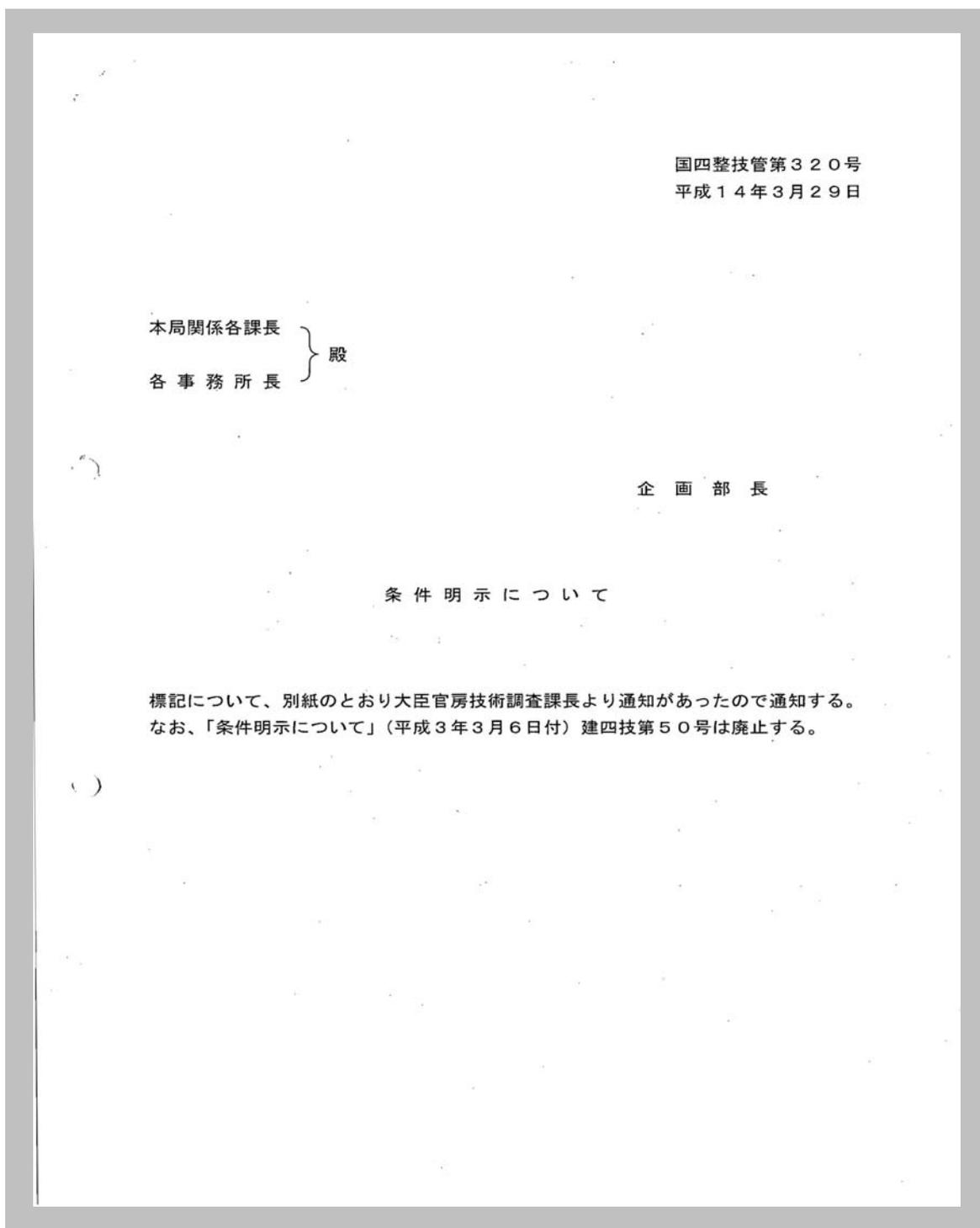
設計変更協議会（以下「協議会」という。）は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催するものであるものであり各工事原則1回以上開催する。

原則、変更を伴う工事全てを対象としているため、受注者は設計変更にあたりこの協議会を活用するものとする。

6 その他

◆通達「条件明示について ①」

国四整技管第320号
(平成14年3月29日)



6 その他

◆通達「条件明示について ②」

国官技第 369号
平成14年3月28日

四国地方整備局 企画部長 殿

国土交通省大臣官房技術調査課長



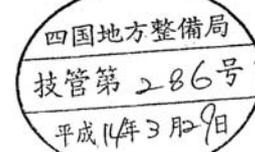
条件明示について

国土交通省直轄の土木工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について、「建設省技調発第24号」（平成3年1月25日付け）に補足追加し、明示項目及び明示事項（案）をとりまとめたので参考にされたく通知する。

なお、「条件明示について」（平成3年1月25日）建設省技調発第24号は廃止する。

記

1. 目的
「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。
2. 対象工事
平成14年4月1日以降に入札する国土交通省直轄の土木工事とする。
3. 明示項目及び明示事項（案）
別紙
4. 明示方法
施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。
5. その他
 - (1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。
 - (2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
 - (3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。



6 その他

◆通達「条件明示について ③」

別紙

明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明 示 事 項
工 程 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用 地 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公 害 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容

6 その他

◆通達「条件明示について ④」

明示項目	明 示 事 項
安全対策関係	4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工 事 用 道 路 関 係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事中資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮 設 備 関 係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建 設 副 産 物 物 関 係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工 事 支 障 物 件 等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
そ の 他	1. 工事中資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等

6 その他

◆通達「条件明示について ⑤」

明示項目	明 示 事 項
そ の 他	3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

6 その他

◆工事請負契約書 第18条（条件変更等）

1. 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事案を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
2. 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
3. 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
4. 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの。 発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの。 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
5. 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

6 その他

◆ 「設計図書の照査」の範囲を越えるもの

※「設計図書の照査ガイドライン」P3より抜粋

受注者が実施する「設計図書の照査」の項目及び内容は、工事請負契約書及び共通仕様書に基づいて行うこととなるが、「設計図書の照査」の範囲を越えるものについては、以下が考えられる。

- ①現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ②施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。
ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ④構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤構造物の載荷高さが増加となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
- ⑦構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑧基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑨土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑩「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
- ⑪構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ⑫設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
- ⑬舗装修繕工事の縦横断設計。（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。
なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、土木工事共通仕様書「16-4-3路面切削工」「16-4-5切削オーバーレイ工」「16-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。）

(注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

6 その他

◆工事打合簿概算金額記載例

○ 工事打合簿（指示・協議）への概算金額等の記載について

平成27年4月1日から適用

記載（例）

工 事 打 合 簿

発議者	■ 発注者 □ 請負者		発議年月日	平成	年	月	日	
発議事項	■ 指示 □ 協議 □ 通知 □ 承諾 □ 提出 □ 報告 □ 届出 □ その他（提示）							
工事名	○○工事							
<p>（内容）</p> <p>【通常どおり指示内容を記載】</p> <p>1. ○○の変更（追加）について</p> <p>△△について下記のとおり指示する。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場 所：No. ○○～No. ○○ ・追加内容：○○を追加施工 <p>【今回の追加の記載（例）】（別葉としても良い）</p> <p>2. 参考</p> <p>①概算金額：約○○百万円増（減）額の見込み。 （工事費ベース：合意費率考慮）</p> <p>②延長必要日数 約○○日増の見込み。 （必要により記載）</p> <p>③補足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本指示における概算金額（及び延長必要日数）は、あくまでも概算値によるものであり、後日の契約変更に係る協議のための参考値である。 ・本指示に関する契約変更については、後日（可能であれば「平成○年○月頃」）、工事請負契約書第24条（工期の変更を伴う場合は第23条）により、変更協議を行う予定である。 <p>添付図 葉、その他添付図書</p>								
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について	□指示・ □承諾・ □協議・ □通知・ □受理 □その他（ ）					します。
	請負者	上記について	□了解・ □協議・ □提出・ □報告・ □届出 □その他（ ）					します。
				平成	年	月	日	
				平成	年	月	日	

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場 代理人	班(監)理 技術者

6 その他

◆改定の内容

○平成20年 4月 「直轄請負工事における設計変更ガイドライン（案）」
の策定

○平成24年11月 「直轄請負工事における設計変更ガイドライン（案）」
の改定

主な改定内容

- ・ 工事請負契約書の改正に伴う時点修正。（請負者→受注者）
- ・ 「設計変更に必要な資料の作成」について責任範囲を明確化し、再編集。

ポイント

（第18条関係）

- ・ 監督職員に確認を求める際に、受注者が作成する資料の費用については契約変更の対象外。
- ・ 本来発注者が作成すべき設計変更に関わる資料を、受注者が作成する費用については契約変更の対象。

○平成26年 8月 「直轄請負工事における設計変更ガイドライン（案）」
の改定

主な改定内容

- ・ 「設計変更協議会」を原則1回以上開催することとしたため“必要に応じて活用”を“原則1回以上開催”に変更。

◆設計変更協議会の活用

設計変更協議会（以下「協議会」という。）は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催するものであるものであり原則1回以上開催する。

原則、変更を伴う工事全てを対象としているため、受注者は設計変更にあたりこの協議会を活用するものとする。

6 その他

◆改定の内容

○平成27年 6月 「直轄請負工事における設計変更ガイドライン（案）」
の改定

主な改定内容

- ・改正品確法の趣旨を記載
- ・指示書への概算金額の明示
- ・設計変更事例集の掲載